

北大阪急行電鉄株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請に係る審議
(第1回)

1. 日 時

平成28年12月22日(木) 10時30分～11時25分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志(会長)、牧満(会長代理)

松田英三、河野康子、根本敏則、山田攝子

<国土交通省>

鉄道局：川上鉄道サービス政策室長ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 川崎調査官、木村課長補佐

4. 議事概要

○ 鉄道局が北大阪急行電鉄株式会社からの鉄道の旅客運賃の変更認可申請の概要等について説明した。

○ 運輸審議会委員からは、

①北大阪急行電鉄株式会社の鉄道の初乗り運賃額が安く抑えられている理由について、どのようにみているか。

②近年は千里ニュータウンにおける老朽化した公団住宅の建替需要や大型商業施設の開業もあり輸送人員が若干増加しているように見受けられ、平成27年度実績、平成28年度推定及び平成29年度～平成31年度の平年度3年間平均の各々の旅客運賃収入を比較しても、若干ではあるが増加する見込みになっている。本申請の主たる理由は、サービス改善や安全対策に関する大規模な設備投資が必要となったため、利用者に必要な経費の一部に対して負担をお願いするものと考えてよいか。

等についての質問があった。

これに対し、鉄道局からは、

①同社は、昭和45年の大阪万博の会場アクセスを担い、開業当初の昭和45年度の決算が好調であり、経常利益を計上することができた。

一方、昭和46年度からは鉄道事業で経常損失を計上したが、その後、千里ニュータウンの人口増加を背景に輸送人員も増加し、昭和50年度には鉄道事業の税引前利益が計上されることとなった。これまで同社が安い初乗り運賃を維持できたのは、大阪万博という好影響や千里ニュータウンの人口増加があったからだと思われる。

② 然り。必要な設備投資についてはこれまでも適宜実施してきているが、今般大規模な設備投資が必要となったため、鉄道事業の経営の健全化を図りたいとして申請に及んだと聞いている。

等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。